

帯広市公営住宅条例および 帯広市特定公共賃貸住宅条例の一部改正（素案）

入居者資格・同居承認・入居承継などの制度を見直します

1. 見直しの必要性

平成19年4月に東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が起きるなど、公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等、様々な問題が全国的に発生していることが明らかになりました。このような全国的な状況を踏まえ、帯広市においても市営住宅の入居者及び周辺住民の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保を図るため暴力団員の市営住宅への入居を制限するため「帯広市公営住宅条例」及び「帯広市特定公共賃貸住宅条例」の改正を行うものです。

2. 帯広市公営住宅条例の改正

【入居者の資格】 《公営住宅条例第5条関係》

【現行】

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
(老人・身体障害者等政令で定めるものは単身可)
世帯の収入が国で定める額(1)以下であること。
住宅に困窮していることが明らかな者であること。

【見直し後】

暴力団員の排除規定を入居者の資格に追加
入居者又は同居者が「暴力団員でないこと」を追加し、入居申込者(その同居者を含む)が暴力団員(2)である場合には、入居決定しない。

〔国が定める額(1)〕とは・・・ 一般階層 = 政令月収 200,000 円 裁量階層 = 268,000 円
裁量階層には、高齢者・障害者・就学前児童がいる世帯などが該当します。

〔暴力団員(2)〕とは・・・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

【同居の承認】 《公営住宅条例第13条関係他》

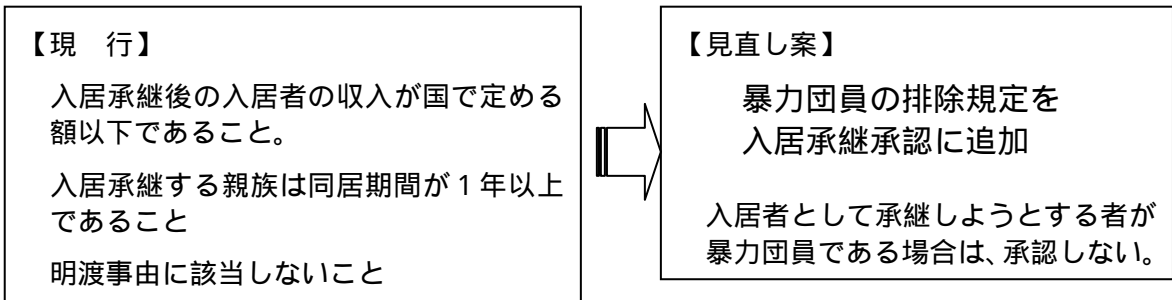
【現行】

同居承認後の入居者収入が国で定める額以下であること。
同居させようとする者が入居者の親族であること
明渡事由に該当しないこと

【見直し後】

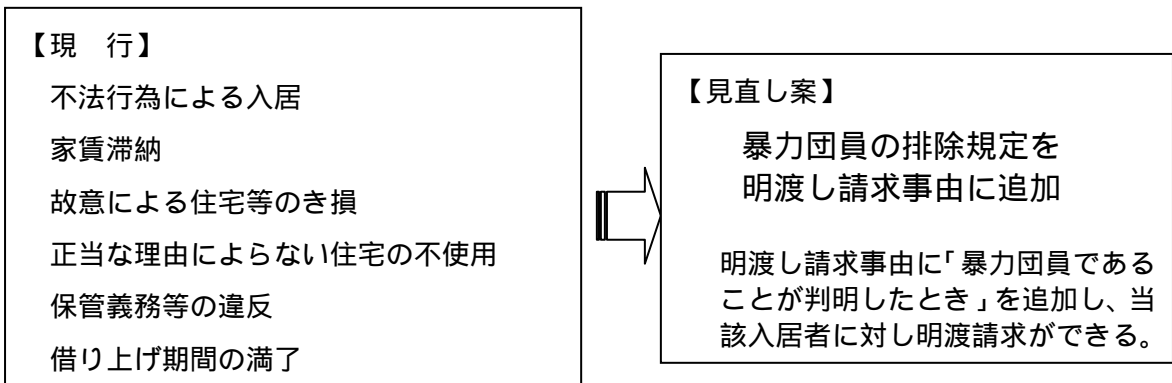
暴力団員の排除規定を同居承認に追加
入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、承認しない。

【入居の承継承認】 《公営住宅条例第 14 条関係他》

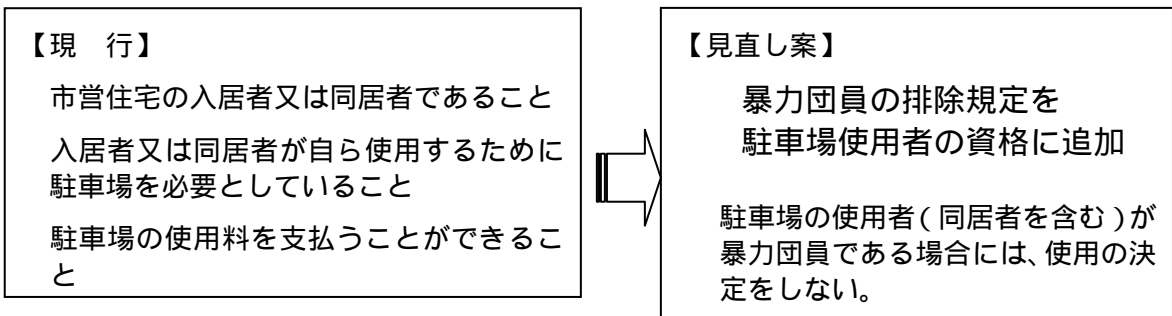


〔入居承継〕とは・・・ 市営住宅の名義人が死亡したり退去した場合に、その死亡したり退去したときに同居している親族が、引き続き居住すること。

【住宅の明渡し請求事由】 《公営住宅条例第 40 条関係》



【駐車場使用者の資格】 《公営住宅条例第 53 条関係》



【警察との連携】

【新 規】 「暴力団員」に該当するか否かの判断は、帯広警察署への照会及びこれに対する警察署からの回答に基づき行うものとします。

3. 帯広市特定公共賃貸住宅条例の改正

帯広市公営住宅条例の改正の内容に準じた見直しを行います。

4. 施行予定期日

平成20年11月1日